

令和元年12月12日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

新旧対照表

(件名) 鳥羽市印鑑条例(平成3年条例第21号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(登録資格)</p> <p>第2条(略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>15歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製する住民票にあつては、<u>記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第7条 市長は、登録申請の確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条(略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第7条 市長は、登録申請の確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) （略）</p>	<p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) （略）</p>